

県北広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年3月23日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 路線名 野田山形線
- 2 供用開始の区間 九戸郡野田村大字野田第27地割字白井林2番1地先から第25地割字伏津沢4番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月28日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県北広域振興局土木部
 - (2) 期間 平成30年3月23日から同年4月23日まで